

第3章

令和7年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年では、平成23年東北地方太平洋沖地震や平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和6年能登半島地震等の大規模な災害が発生している。令和7年度においては、トカラ列島近海を震源とする地震、カムチャツカ半島東方沖の地震に伴う津波、令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨、令和7年台風第22号及び第23号、大分県大分市の大規模火災、令和7年青森県東方沖を震源とする地震等により全国各地において被害が発生した。

第1節

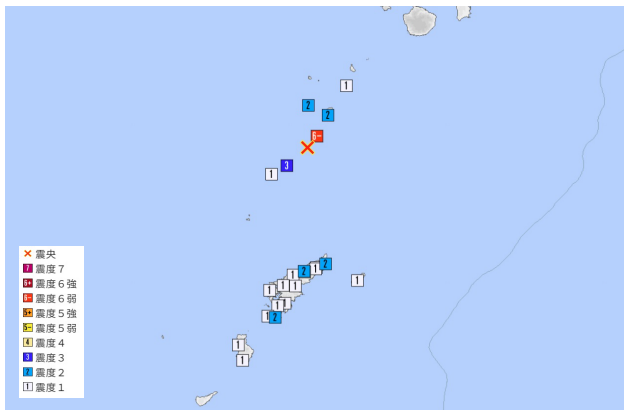
トカラ列島近海を震源とする地震

(1) 概要

トカラ列島近海では、令和7年6月30日18時33分、鹿児島県十島村で最大震度5弱の地震が発生するなど、同月21日から地震活動が活発化していた。7月3日16時13分、トカラ列島近海の深さ20km（暫定値）を震源とするマグニチュード5.5（暫定値）の地震が発生し、鹿児島県十島村で最大震度6弱を観測した。その後も同月5日6時29分、6日14時1分、同日14時7分に鹿児島県十島村で最大震度5強を観測する地震が発生するなど、令和7年6月21日8時から令和8年5月6日24時までの間に、震度1以上を観測した地震は2,424回発生している。

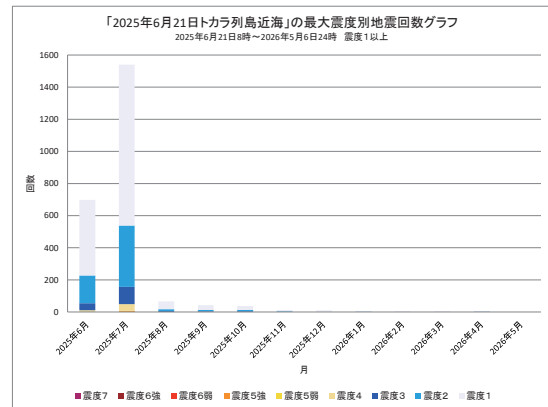
トカラ列島近海を震源とする地震により、一部破損の住家被害が1棟発生したほか、十島村悪石島及び小宝島の島民が島外避難するなどの影響が生じた。

震度分布図



出典：気象庁資料

震度1以上の地震の発生状況



出典：気象庁資料

(2) 政府の対応

政府は、令和7年6月30日18時33分の地震発生により、18時37分に官邸に情報連絡室を設置した。その後、最大震度6弱の地震を観測した7月3日16時17分、情報連絡室は官邸対策室に改組され、関係省庁の局長級による緊急参集チームが招集された。

7月14日には、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が鹿児島県知事及び十島村村長と災害対応協議を行い、同月31日には十島村役場にて意見交換を実施した。

鹿児島県十島村に「災害救助法」が適用された。



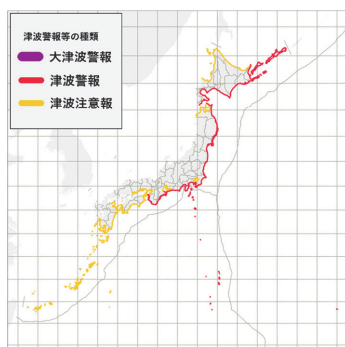
坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）による
災害対応協議（TV会議）

第2節 カムチャツカ半島東方沖の地震に伴う津波

（1）概要

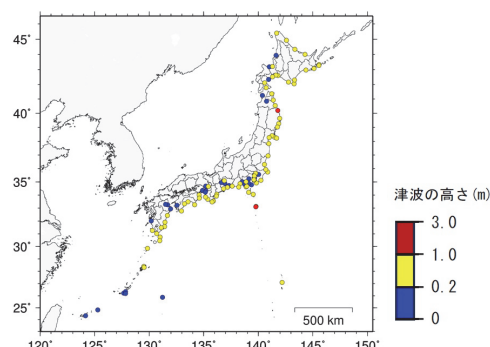
令和7年7月30日8時24分にカムチャツカ半島東方沖でマグニチュード8.8の地震が発生した。北海道の釧路市・釧路町・厚岸町・標津町・別海町で震度2を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度1を観測した。9時40分には、気象庁が太平洋沿岸を中心に津波警報を発表し、岩手県久慈港で141cm等、各地で津波を観測した。

津波警報・注意報



出典：気象庁資料

津波の観測状況



出典：気象庁資料

（2）被害状況

カムチャツカ半島東方沖の地震に伴う津波警報による避難中の事故等により、死者が1名（三重県）、重傷者が1名（北海道）、軽傷者が18名（北海道17名、宮崎県1名）の人的被害が発生した（消防庁情報、令和7年11月14日時点）ほか、全国的に晴れて気温も上昇したことから、12名の熱中症被害も発生した。

（3）政府の対応

政府は、令和7年7月30日8時37分に官邸に設置した情報連絡室を、9時40分に官邸連絡室に改組するとともに、石破内閣総理大臣（当時）から「国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること」、「早急に被害状況を把握すること」及び「地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被害防止に全力で取り組むこと」について指示が行われた。また、同日16時36分に関係省庁局長級会議を開催した。

「災害救助法」については、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、静岡県及び三重県の7道県118市町村に適用された。

第3節

令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害

(1) 概要

令和7年7月下旬から日本付近はおおむね高気圧に覆われて雨の少ない日が続いたが、8月上旬以降は北日本から東日本の上空に寒気が入り、日本付近には周期的に低気圧が接近して前線が形成されるようになった。8月5日は、日本海から千島近海へ進んだ低気圧や前線の影響で、北海道地方から北陸地方で大雨となった。8月6日から12日にかけて、日本付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定な状況が続いた。石川県では7日明け方に線状降水帯が発生し、24時間降水量が300mmを超える記録的な大雨となったほか、鹿児島県では8日未明から明け方に線状降水帯が繰り返し発生し、24時間降水量が500mmを超える記録的な大雨となった。気象庁は、土砂災害の危険度が著しく高くなったことから、8日明け方に鹿児島県霧島市に大雨特別警報を発表した。

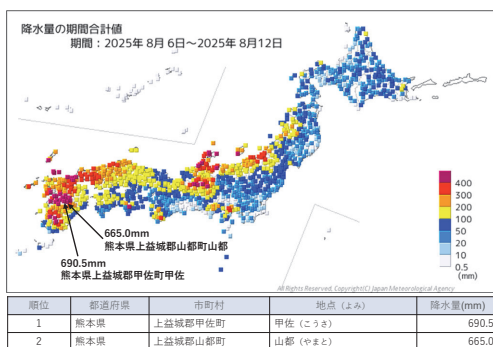
また、九州北部地方では8月9日夜遅くから11日にかけて線状降水帯が繰り返し発生し、福岡県や熊本県では24時間降水量が多い所で400mmを超える記録的な大雨となった。気象庁は、11日未明から昼前にかけて熊本県の5市2町（玉名市、長洲町、八代市、宇城市、氷川町、上天草市及び天草市）に大雨特別警報を発表した。8月6日から12日にかけての総降水量は、熊本県や福岡県で600mmを超えたほか、鹿児島県、新潟県、長崎県、長野県、石川県及び山口県でも500mmを超え、平成8月の月降水量の3倍以上となった地点があった。

その後も日本付近には暖かく湿った空気の流れ込みが続き、北日本や東日本では局地的に大雨となった所があり、8月21日から22日にかけて、台風第12号や台風から変わった熱帯低気圧の影響により九州南部・奄美地方で大雨となったほか、9月3日には、前線が北日本から東日本に南下したことや、日本の南の熱帯低気圧からの暖かく湿った空気が南から流れ込んだ影響で、東北地方や北陸地方を中心に大雨となった。

さらに、9月4日には日本の南で台風第15号が発生し、西日本から東日本に接近・上陸した影響で、4日には九州南部を中心に、5日には西日本から東日本の太平洋側及び東北地方の広範囲で大雨となった。特に4日には宮崎県で、5日には静岡県及び神奈川県で線状降水帯が発生し、宮崎県では24時間降水量が450mmを超え、平成9月の月分降水量を上回る記録的な大雨となったほか、静岡県で350mm、神奈川県で150mmを超える大雨となった。また、西日本から東日本の広い範囲で雷を伴って非常に激しい雨が降り、静岡県では竜巻と見られる激しい突風が複数発生した。台風の接近に伴い東日本の太平洋側では非常に強い風が吹き、最大瞬間風速30m/s以上を観測した地点もあった。

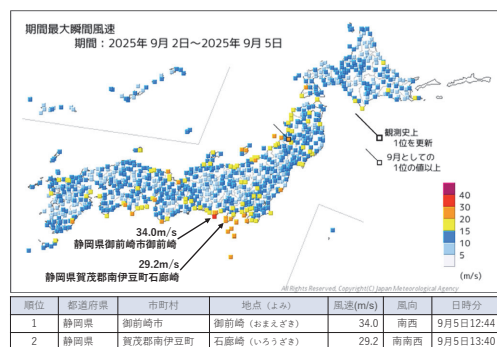
その後も9月21日にかけて、日本付近には周期的に低気圧が接近し、前線や低気圧の影響が続いたため、北日本から西日本にかけての各地で局地的に大雨となった所があった。

降水量の期間合計値（8月6日から8月12日まで）



出典：気象庁資料

期間最大瞬間風速（9月2日から9月5日まで）



出典：気象庁資料

(2) 被害状況

令和7年8月6日から12日にかけての大雨では、石川県、熊本県、鹿児島県等13県において土砂災害が発生したほか、10県の県管理河川67河川が氾濫し、浸水被害が発生した。これらにより、死者は8名（富山県1名、福岡県2名、熊本県4名、鹿児島県1名）、行方不明者は1名（熊本県）、重傷者は5名（富山県1名、石川県1名、熊本県3名）、軽傷者は35名（富山県1名、石川県2名、京都府2名、山口県1名、福岡県2名、熊本県22名、鹿児島県5名）となった。住家被害は、全壊が39棟、半壊・一部破損が8,454棟、床上・床下浸水が2,880棟となった（消防庁情報、令和7年11月14日現在）。また、水道については鹿児島県等5県において最大42,343戸で断水し、電力については全国各地で停電が発生し、東京電力管内で最大停電戸数が約9,080戸、九州電力管内で最大停電戸数が約7,100戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。

また、9月3日からの大雨により、千葉県、静岡県及び宮崎県において土砂災害が発生したほか、愛知県、香川県及び宮崎県の県管理河川において浸水被害が発生した。人的被害は、死者が2名（東京都1名、静岡県1名）、重傷者が13名（静岡県）、軽傷者が82名（北海道3名、東京都1名、新潟県2名、静岡県75名、宮崎県1名）となった。住家被害は、全壊が77棟（新潟県1棟、静岡県76棟）、半壊・一部破損が2,274棟、床上・床下浸水が3,192棟となった（消防庁情報、令和7年11月14日現在）。

さらに、9月5日には、静岡県で風速約75m/sと推定される竜巻による突風災害が発生し、鉄骨系店舗の外壁材の飛散や電柱の折損等の被害が発生した。

(3) 政府の対応

令和7年8月6日から12日にかけての大雨において、政府は、8月6日17時30分に情報連絡室を設置し、同時刻に関係省庁災害警戒会議を開催した。その後、8日5時に情報連絡室は官邸連絡室に改組され、11日14時に関係省庁災害対策会議を開催した。また、9月3日からの大雨においては、9月3日16時に情報連絡室を設置し、関係省庁災害警戒会議を開催した。

8月25日には、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が熊本県及び鹿児島県の被災現場を、11月8日には、牧野防災庁設置準備担当大臣が静岡県の被災現場をそれぞれ視察した。

激甚災害の指定においては、令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を一連の災害として、11月11日に公共土木施設の災害復旧事業等の特例など、7つの措置について、地域を限定しない「本激」として、中小企業の災害関係保証の特例について、熊本県玉東町を「局激」として指定政令の閣議決定を行い、同月14日に公布・施行された。当該期間を通じて、「災害救助法」については、8県34市町村に適用され、「被災者生活再建支援法」については、4県14市町に適用された。



坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）による
熊本県・鹿児島県の被災現場の視察



牧野防災庁設置準備担当大臣による
静岡県の被災現場の視察

第4節

令和7年台風第22号及び第23号による災害

(1) 概要

令和7年10月4日に小笠原近海で発生した台風第22号は、日本の南を発達しながら北西へ進み、6日には暴風域を伴い、7日には非常に強い勢力となった。台風は、8日には北東へ進路を変え、さらに発達して、非常に強い勢力を保ったまま北東へ進み、9日明け方から朝にかけて伊豆諸島に最も接近した。台風の接近に伴って、伊豆諸島南部では猛烈な風が吹き、海はうねりを伴い猛烈なしけとなった。その後、台風は、日本の東を東北東へ進み、11日9時にはアリューシャンの南の海上で温帯低気圧に変わった。

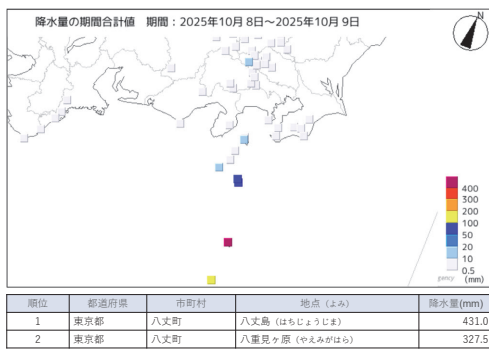
台風第22号が発達して、非常に強い勢力を保って伊豆諸島に接近する見込みとなったことから、気象庁は10月8日、伊豆諸島の町村に対し、台風を要因とする暴風、波浪の特別警報を発表した。また、伊豆諸島では、9日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、猛烈な雨が降り続き、東京都八丈町では記録的な大雨となった。大雨による重大な災害の起こるおそれが著しく高まったため、気象庁は9日、同町に対して大雨特別警報を発表した。

台風第22号の影響で、八丈島では最大風速34.5m/s、最大瞬間風速54.7m/sを観測したほか、八重見ヶ原では最大瞬間風速54.0m/sを記録し、観測史上1位を更新するなど記録的な暴風となった。また、八丈島では、10月8日から9日にかけての総降水量が400mmを超える大雨となった。

さらに、台風第23号が強い勢力を保ったまま、10月13日昼前にかけて伊豆諸島に最も接近し、伊豆諸島では、東京都八丈町で13日朝に最大瞬間風速40m/s以上の風を観測したほか、海上は猛烈なしけとなり、13日夜遅くにかけて大しけとなった。

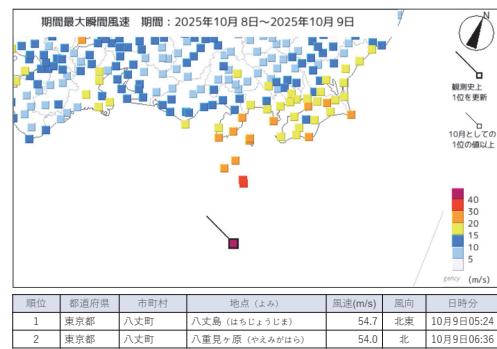
また、前線や台風周辺の暖かく湿った空気の影響により、伊豆諸島では、台風が接近する前から大雨となり、多い所で10月11日から13日にかけての総降水量が200mmを超える地点があった。

降水量の期間合計値（台風第22号）



出典：気象庁資料

期間最大瞬間風速（台風第22号）



出典：気象庁資料

(2) 被害状況

令和7年台風第22号及び第23号により、東京都において9件の土砂災害が発生した。住家被害は、全壊が9棟、半壊が33棟、その他が175棟となった（消防庁情報、令和7年11月13日時点）。

水道については最大断水戸数約4,100戸、電力については最大停電戸数が約6,880戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。

(3) 政府の対応

政府は、令和7年10月8日10時30分に官邸に情報連絡室を設置し、同日16時50分に情報連絡室は官邸連絡室に改組した。10日18時には、台風第23号と併せて官邸連絡室を「令和7年台風第22号及び台風第23号に関する官邸連絡室」に改称した。

10月30日には、津島内閣府副大臣が東京都の被災現場を視察した。

台風第22号に伴う災害に関して、「災害救助法」については、東京都の1町6村に適用され、「被災者生活再建支援法」については、東京都の1町に適用された。また、激甚災害の指定においては、令和7年10月8日から同月13日までの間の暴風雨による災害として、11月28日に公共土木施設の災害復旧事業等の特例について、東京都八丈町を、中小企業の災害関係保証の特例について、同町及び青ヶ島村を「局激」として指定政令の閣議決定を行い、12月3日に公布・施行された。



津島内閣府副大臣による
東京都八丈町の被災現場の視察



津島内閣府副大臣による
東京都八丈町役場での意見交換

第5節 大分県大分市の大規模火災

(1) 概要

令和7年11月18日に佐賀関半島に位置する大分県大分市大字佐賀関地内で発生した建物火災について、大分市消防局は、同日17時45分に出火を覚知した。その後、同日の間に佐賀関南部の蔦島へ飛び火が発生した。同月20日11時、半島部分については鎮圧状態。同月28日の13時30分、半島部分は鎮火、蔦島は鎮圧状態となり、12月4日14時に全域の鎮火がなされた。焼損面積については半島部では街区及び林野等の約4.76haが、蔦島では1.63haであった。

(2) 被害状況

大分県大分市の火災により、人的被害は死者が1名、負傷者が1名であり、住家被害は焼損棟数が196棟であった（消防庁情報、令和8年3月時点）。大分県大分市内においては、1か所で避難所が開設され、最大180名が避難していた（大分県情報、令和7年11月18日時点）。

(3) 政府等の対応

大分県大分市の火災について、政府は、令和7年11月19日9時、官邸に情報連絡室を設置した。また、高市内閣総理大臣の指示を受けて、11月28日に、被災者の生活・生業の再建、被災地の復旧・復興のために緊急に講ずべき施策を「令和7年大分市の大規模火災に係る支援策とりまとめ」として取りまとめた。当該とりまとめには、被災者の生活再建に向けた各種支援策のほか、九州地方整備局における「大分市佐賀関復興まちづくり・住まいづくり支援チーム」の設置などを盛り込んだ。

さらに、11月29日には、あかま内閣府特命担当大臣（防災）が大分市佐賀関地区を視察した。

消火に当たっては、大分市消防局及び大分県内の応援部隊が地上からの消火を行ったほか、大分県、熊本県及び福岡市の消防防災ヘリコプターにより空中からの消火を行った。大分市消防団は、住民への避難の呼び掛けや避難誘導を行ったほか、大分市消防局と連携した市街地や山林地域での消火活動や残火処理、警戒活動などに従事した。さらに防衛省・自衛隊は関係省庁や地方公共団体と緊密に連携し陸上自衛隊の大型ヘリ等最大6機の態勢により、安全を確保しつつ空中消火活動等を実施した。

この災害において、11月18日に「災害救助法」、11月25日に「被災者生活再建支援法」が大分県大分市に適用された。



あかま内閣特命担当大臣（防災）による
大分県大分市の被災現場の視察



消火活動の様子
(出典：消防庁資料、11月19日撮影)

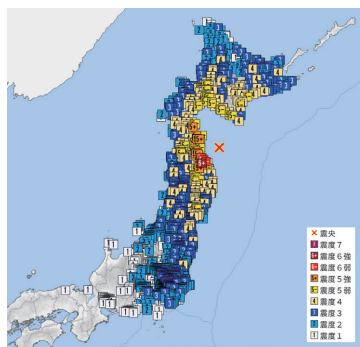
第6節 青森県東方沖を震源とする地震による災害

(1) 概要

令和7年12月8日23時15分に青森県東方沖でマグニチュード7.5（暫定値）の地震が発生した。青森県八戸市で震度6強を、同県おいらせ町、階上町で震度6弱を観測したほか、北海道から近畿地方にかけて震度5強から1を観測した。同日23時17分には、気象庁が北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸及び岩手県に津波注意報を発表し、23時23分、これを津波警報に切り替えた。また岩手県久慈港で64cm等、各地で津波を観測した。

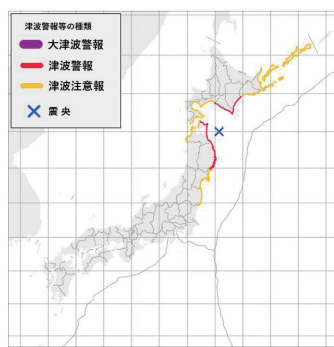
翌9日2時、内閣府及び気象庁は合同記者会見を行い、令和7年12月の運用開始以降初めて、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表した（参考「【コラム】12月8日の地震に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表」（p.51））。

震度分布図



出典：気象庁資料

津波警報等



出典：気象庁資料

(2) 被害状況

青森県東方沖を震源とする地震では、重傷者2名（北海道1名、青森県1名）、軽傷者44名（北海道10名、青森県30名、岩手県4名）の被害が発生した。住家被害は、全壊が1棟（青森県）、一部破損が47棟（北海道2棟、青森県45棟）となった（消防庁情報、令和7年12月16日時点）。

この地震の影響で、北海道電力管内及び東北電力管内で最大約4,370戸の停電が発生するとともに、青森県及び岩手県において最大約1,595戸の断水が発生するなど、ライフラインへの被害のほか、J R 八戸線（本八戸～小中野駅間）で橋脚の損傷等による運休等、交通インフラにも被害が発生した。

(3) 政府の対応

政府は、令和7年12月8日23時16分に官邸対策室を設置し、23時17分には、高市内閣総理大

臣から「国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること」、「早急に被害状況を把握すること」及び「地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと」について指示が行われた。

また、12月14日には、津島内閣府副大臣が青森県の被災現場を視察した。

青森県東方沖を震源とする地震に関して、青森県の3市7町2村、岩手県の5市4町3村に「災害救助法」が適用された。また、「被災者生活再建支援法」については、青森県の1市に適用された。



津島内閣府副大臣による
青森県の被災現場の視察



会議の様子

第7節 令和8年1月21日からの大雪による災害

(1) 概要

令和8年1月21日から25日にかけて、日本付近は強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本にかけての日本海側や、東日本から西日本の内陸で大雪となった。その後も日本海側を中心に降雪が続いて、2月7日から9日にかけても、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に広い範囲で大雪となり、普段雪の少ない東日本から西日本の太平洋側の平地でも大雪の所があった。

北海道地方から中国地方では、積雪の深さが平年の2倍以上になった所もあった。特に、北海道の西岸を南下した低気圧や日本海寒帯気団収束帯（JPCZ）の影響で、日本海から発達した雪雲が流れ込み、北海道地方、北陸地方、近畿地方及び中国地方では降雪が強まり、短時間で急激に積雪が増えた所があった。

(2) 被害状況

令和8年1月21日からの大雪により、除雪作業中の事故等が発生し、死者は49名（北海道6名、青森県5名、岩手県1名、秋田県9名、山形県5名、新潟県18名、富山県1名、福井県1名、長野県1名、京都府1名、島根県1名）、重傷者は215名、軽傷者は415名となった。住家被害は、全壊が1棟、半壊・一部損壊が85棟、床下浸水が3棟であった（消防庁情報、令和8年2月12日現在）。

また、積雪により倒れた樹木の電線への接触等により、全国で最大約14,120戸が停電する等、ライフラインに被害が生じたほか、道路、鉄道等の交通インフラ、農林漁業にも大きな影響が生じた。

(3) 政府の対応

政府は、令和8年1月20日14時30分に情報連絡室を設置し、同時刻に関係省庁災害警戒会議を開催した。その後、21日16時に情報連絡室を官邸対策室に改組するとともに、高市内閣総理大臣から「国民に対し、避難や大雪等に関する情報提供を適時的確に行うこと」、「地方自治体、関係機関とも緊密に連携し、ライフライン・交通の確保に万全を期すこと」及び「被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、人命第一の方針の下、政府一体となって、災害応急対策に全力で取り組むこと」について指示が行われた。

また、2月12日には、津島内閣府副大臣が青森県知事及び青森市長と意見交換を実施した。
令和8年1月21日からの大雪に関して、青森県の7市10町4村、秋田県の4市2町1村、山形県の2市6町3村、新潟県の4市に「災害救助法」が適用された。



津島内閣府副大臣による青森県知事との意見交換



除雪・排雪活動の様子
(提供：国土交通省)

第8節 ボランティア・NPO等による対応

(1) 令和7年度に発生した主な災害におけるボランティアの対応

令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害においては、秋田県、石川県、福岡県、熊本県及び鹿児島県において、社会福祉協議会により17市町で災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）が立ち上げられ、災害VCを通じて延べ約18,000名のボランティアが活動を行った（令和7年12月26日現在）。

令和7年台風第22号及び第23号による災害においては、東京都において、社会福祉協議会により1町で災害VCが立ち上げられ、災害VCを通じて延べ約1,000名のボランティアが活動を行った（令和8年1月20日現在）。

被災地では被災家屋の清掃や片付け、被災した家財等の運び出し、家屋内・水路の土砂搬出、避難所での物品配布、避難所からの引越し支援など、災害種別や地域の実情に応じた被災者支援活動が展開された。

さらに、災害VCを通じたボランティアの支援のみならず、専門性を有する特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）等により、避難所運営支援、土砂・がれきの撤去や屋根被害等への応急処置など被災家屋への技術的な支援、被災地における災害廃棄物への対応、在宅避難者支援、こどもの居場所づくりや心のケア、被災者や支援団体への車両の無償貸付など、幅広い分野で支援活動が行われた。



災害ボランティアの活動の様子（八代市社会福祉協議会資料）



専門NPOの活動調整のための現地調査
おおいた災害支援つなぐネットワーク（O-Link）提供



専門NPOの活動調整のための情報共有会議
おおいた災害支援つなぐネットワーク（O-Link）提供

（2）行政・ボランティア・NPO等の連携

被災地となった熊本県、大分県及び福岡県では、行政、社会福祉協議会、NPO等の多様な被災者支援主体が、支援活動に関する情報を共有し、活動を調整するための場である情報共有会議を開催し、被災者のニーズ把握、在宅避難者への支援など、行政、ボランティア、NPO等による連携の取れた支援が実施された。

また、全国域でも、内閣府、認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVODA）、社会福祉法人全国社会福祉協議会及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）により、全国情報共有会議（コア会議）が開催され、各団体の有する被災地に関する情報の共有や今後の被災地支援の方法の検討等が行われた。